

最近、新聞やポスターなどで、「裁判員」という言葉を見かける機会が増えていきます。それは、2004年5月に成立した「裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）」が定める「裁判員制度」が、2年後の09年5月までにスタートするからです。

裁判員制度とは、殺人や放火などの重大な刑事裁判に一般市民が裁判員として参加し、有罪か無罪かを判断、量刑まで決める制度です。この制度を推進する最高裁判所は、13億円もの税金をつぎ込み、国民への周知を図っています。しかし、裁判員制度を浸透させるために開催された「タウンミーティング」が最高裁と新聞メディアなどによる「やらせ」であることを、本誌前号でジャーナリストの魚住昭さんが看破しました。さらに2月14日には、タウンミーティング事業を発注した最高裁が電通との契約書を日付をさかのぼって作成した疑惑が明らかになりました。

一方、裁判員制度に対する国民の反応はどうでしょうか。2月1日に発表された内閣府の調査によると、「参加したい」「参加してもよい」と答えたのは、わずか21%にとどまっています。昨年12月に行われた読売新聞の世論調査で

裁判所が おかしい

『裁判員制度はいらない』
高山俊吉弁護士が警告
市民参加を“偽装”
する司法官僚たち

chapter

1

も、「裁判に参加したくない」という答えが75%にのぼっています。つまり、国民の7割から8割がやりたくないと思っているのが現状なのです。国民不人気の陰に隠された裁判員制度の問題点について、「裁判員制度はいらない」などの著書もある高山俊吉弁護士にお聞きしました。

周防正行監督の『それでもボクはやってない』という映画がヒットしています。この映画に描かれ

ているように、現行の裁判には問題が山積しています。たとえば刑事裁判では、実に99・9%が有罪となる高い有罪率を記録しています。これは、刑事裁判の基本である「推定無罪」という原則が実質的に破られている証でしょう。

こういった現行の裁判の問題をこれまで放置してきたのは、最高裁と法務省です。その最高裁と法務省がいま躍起になって推進しているのが裁判員制度なのです。確かに、一般市民が裁判に加わる裁

判員制度によって、「市民参加の司法」が実現し、現行の裁判が良くなるという賛成意見もあります。国民の側から、市民参加の司法を掲げ、裁判員制度の制定を求めてきたのであれば、そういうえるかもしれません。しかし、実際はそうではありません。国民の圧倒的多数が拒絶しているにもかかわらず、現状の裁判制度にもっとも責任のある最高裁と法務省が国民に強制しようとしているのです。

具体的に、制度の問題点を指摘しましょう。裁判員制度では、重大な刑事裁判には国民から無作為に選ばれた裁判員が参加する仕組みになります。被告人が無罪を主張するケースでは、裁判は裁判官3人と裁判員6人の合議で進められます。最高裁などは、それによって裁判に市民感覚が反映され、裁判に参加する裁判員に負担をかけないために裁判自体が迅速化すると説明しています。

問題点のひとつに、裁判の迅速化に関連して、すでに導入された「公判前整理手続」という制度があります。これは、裁判が開かれる前に、密室で判事と検事、弁護士が争点を絞り込み、裁判を迅速に進めようというものです。憲法にも明記されているように、裁判

は公開された法廷で審理を尽くすのが大前提です。裁判の過程で、もし新たな事実が判明したとしても、スピード裁判の中では十分な審理ができる保証はありません。被告人だけでなく、被害者にとっても事実が明らかにされない恐れがある危険なシステムなのです。この制度の導入の結果、裁判は長くて1週間、通常は4〜5日で終わるといのが当局の説明です。

国民が決めたという「お墨付き」

最高裁は裁判員制度によって「市民感覚が裁判に反映される」と、しきりにアピールしています。本当にそうでしょうか。世論調査では、「ひとを裁くのはイヤだ」「懲役何年かなんて決められない」といった回答が数多く見受けられます。これは一般市民の健全な感覚でしょう。実際、裁判員として選ばれた市民に、どれくらいのこと

ができるのでしょうか。最高裁などの説明によれば、あくまでも法律の解釈は裁判官がするということです。量刑についても、「これまでの判例によれば、こういった犯罪の量刑はこれくらいです」というように、裁判官が裁判員に



まもなく「拉致裁判員制度」という悪夢が始まる

して「量刑相場」を提示します。要するに、わずか1週間ばかりの裁判で裁判員に求められているのは、「国民みんなで決めた判決ですよ」という「お墨付き」なのです。ここに「市民参加」を謳いながら、裁判員制度を無理矢理国民に押しつけようとする最高裁や法務省の欺瞞が隠されています。つまり、主権者である国民が参加した裁判だから、下された判決について、誰にも文句は言わせないとい

うわけです。一方で、裁判所サイドには、市民が参加して、みんなで決めた判決だという「錦の御旗」が手に入るわけです。

裁判員法によれば、裁判員に選ばれた市民は、裁判で知り得たことを口外してはならないだけでなく、自分が裁判員に選ばれたことすら他人に知らせてはいけません。しかも、進行中の裁判や判決の出した裁判を検証するために、メディアが裁判員に取材することも

規制されます。裁判に対する報道が大幅に制約される制度なのです。そもそも裁判員制度は、小泉純一郎前首相が推し進めた「司法制度改革」の柱として提唱されたのですが、一方で主権者の国民を裁判所に「強制連行」し、他方で被告人には裁判員の裁判を強制適用する裁判員制度は改悪以外の何物でもありません。市民参加と言いつつ、拙速に審理を進め、裁判官の「説明」で裁判員を誘導し、判決後の批判は許さないという司法官僚たちの意図が見え透っています。まさに、市民参加を「偽装」しているのです。

結論から言えば、この制度が実際にスタートしても、うまくいくはずはありません。現実的に、大半の国民がやりたくないと思っている制度で公正な裁判が行われるはずもありませんし、裁判員逃れが横行することは間違いないからです。しかし、たとえ自然消滅しても、前述した「公判前整理手続」など、最高裁や法務省は自分たちに都合のよい「果実」だけを食い逃げします。声を大にして裁判員制度に異を唱え、発足そのものを止めたい。そのエネルギーは司法を本当に市民のものに変える源泉となるでしょう。（この項つづく）